

教育子ども委員会
(子ども家庭局)
令和6年6月21日

BE KOBE

令和7年度
国家予算に対する提案・要望
(子ども家庭局関係分)



神戸市

7-2. 暮らしの安全・安心を守る取組みの推進

»内閣府

1) 市民生活・市内事業者に対する支援の拡充

○ 医療機関・社会福祉施設等の運営に対する支援

- ・エネルギー価格を含む物価高騰等を踏まえ、医療機関における診療報酬、介護・障害福祉サービス等の報酬、保育所の公定価格をはじめとする社会福祉施設等の給付費・措置費の算定方法について、情勢の変化に応じて適宜見直すとともに、必要な財政支援を行うこと

1)	こども家庭局 家庭支援課長 平川 公則	078-322-6348
	こども家庭局 幼保振興課長 花房 新也	078-322-5212

8-1. 子育て環境の充実

»内閣府、厚生労働省

1) こども未来戦略方針に基づく施策の推進

○ こども・子育て施策の強化にかかる財政措置

- ・「こども未来戦略」の加速化プランに掲げる各事業の実施にあたっては、国と地方の役割分担を踏まえ適切に財政措置を行うこと

2) 子育て世帯の経済的負担の軽減

○ 国策としてのこども医療費助成制度の創設に向けた事業費の確保

- ・それぞれの自治体が独自の助成制度を実施していることから、社会保障制度として安定して持続可能な制度とするためにも、全国一律の制度を創設すること

(参考) 【神戸市のこども医療費助成制度】

入院：0歳～18歳：無料

外来：0歳～3歳未満：無料

3歳～18歳：上限400円/回（1医療機関等あたり・月3回目以降無料）

※入院・外来ともに所得制限なし

○ 幼児教育・保育の利用者負担軽減に向けた財政支援の拡充

- ・幼児教育・保育の無償化の対象外となっている住民税課税世帯の0～2歳児の利用者負担額の引下げを行うこと
- ・年収約360万円以上の世帯についても多子計算にかかる年齢制限を撤廃し、全ての世帯で扶養順による第2子以降無償化を行うこと

(参考) 【本市における令和6年度の対国基準軽減率】39%（所要額：約21億1千万円）

(参考) 【多子世帯の利用者負担の軽減制度（第2子半額、第3子以降無償）】

国 制 度：年収360万円未満相当世帯に限り多子計算の年齢制限を撤廃

（年収360万円以上の世帯は、多子計算の同時在園要件あり）

市単独事業：平成28年度より年収520万円以下の世帯において多子計算の年齢制限を撤廃

令和2年9月より、すべての世帯において多子計算の年齢制限を撤廃

3) 教育・保育施設等の環境改善に向けた財政支援

○ 保育士配置基準の見直し

- ・1歳児の保育士配置基準について、6対1から5対1への改善を早期に行い、必要な財政支援を行うこと

○ 就業及び定着の促進を図るための処遇改善

- ・質の高い教育・保育を安定的に提供するため、保育施設等で働く職員の確保・定着に向け、さらなる処遇改善を行うこと
- ・「保育士宿舍借り上げ支援事業」において、保育施設等で働く全ての職員を補助対象とすること

○ 耐震化・老朽改築・大規模修繕等のための事業費の確保

- ・老朽化が進む教育・保育施設、児童館、児童養護施設等の耐震改修や老朽改築、また、認定こども園への移行等に着実に対応できるよう事業費を十分に確保するとともに、補助率の嵩上げなど、財政支援を拡充すること

4) こども誰でも通園制度の本格実施に向けた対応

○ 利用実態を踏まえた制度設計と財政支援

- ・試行的事業を踏まえた制度設計を行い、令和8年度からの全自治体での実施に向け、安定的な運営に必要な財政支援を行うこと

1)	こども家庭局	こども未来課長	長尾 里津子	078-322-5522
2) ~4)	こども家庭局	幼保振興課長	花房 新也	078-322-5212
2) 3)	こども家庭局	幼保事業課課長(指導監督担当)	森田 統	078-322-6522
2)	こども家庭局	こども未来課課長(事業推進担当)	上米良 洋介	078-322-0534
3)	こども家庭局	幼保振興課課長(施設調整担当)	杉浦 裕幸	078-322-6848
	こども家庭局	こども青少年課長	森下 健次	078-322-6664
	こども家庭局	家庭支援課長	平川 公則	078-322-6348

3. 子育て・教育環境の充実

»内閣府、文部科学省

1) 児童福祉施策の拡充

- 児童養護施設等における退所後の相談支援や障害児加算等、人員配置の充実に対する財政支援の拡充
 - ・虐待を主たる措置理由とする児童に対する長期的ケアを充実させるため、被虐待児受入加算の認定後2年目以降についても加算適用期間とする等、財政支援を拡充すること
 - ・栄養士の配置義務のない施設定員40名以下の施設についてもその配置を義務付けるとともに、財政支援を拡充すること
 - ・職員の人材確保及び離職防止のため、保育所等における「保育士宿舎借り上げ支援事業」と同様の処遇改善施策を創設すること
 - 児童養護施設・里親・ファミリーホームにおける進学支援の充実のための財政支援の拡充
 - ・高等学校等に在学する児童の教育費について、実態に合った水準への増額など、財政支援を拡充すること
 - ・大学等に進学する児童に対する入学支度費の拡充や進学後の学費、通学交通費の支援制度の創設など財政支援を拡充すること
 - 新・放課後子ども総合プランの推進に対する財政支援の拡充
 - ・放課後子供教室における地域ボランティア等の人材の確保が課題となっているため、人材確保のための処遇改善を行えるよう国庫補助率を引き上げるなど財政支援を拡充すること
 - ・学童保育において、人材確保や質の向上のために支援員等の更なる処遇改善を行うとともに、障害児加算制度の年間を通じた算定方法の導入など施設の安定的な運営のための財政支援を拡充すること
 - 児童館における子育て支援に対する財政支援の拡充
 - ・児童館の健全育成活動等開発事業後のモデル的な取り組みに対して財政支援を行うこと
-

2) 教育・保育施設や自治体の負担軽減に向けた取組み

○ 施設型給付費等の申請手続きの簡素化

- ・ 公定価格の加算制度の整理や申請書類の簡素化・統一化などにより、事業者および自治体の手続き・事務負担の軽減を図ること
- ・ 今後の全国統一のシステム構築にあたっては、本市を含む先行する取組事例について、十分意見交換を行った上で進めること